

要 望 書

(社) 日本歯科技工士会
会 長 中西 茂昭 様

歯科技工物の海外委託問題に関する要望

歯科技工物の海外委託問題は、国家資格たる歯科技工士制度そのものを崩壊させる危険性があります。しかしながら、この問題に関する貴会の対応は、今日まで極めて消極的であったと断ぜざるを得ません。

ご承知のように、違法入れ歯断固阻止・歯科医療を守る国民運動推進本部が起こしている歯科技工物の海外委託問題訴訟は、『進行協議』という新局面を向かえている一方で、厚生労働科学研究“歯科補綴物の多国間流通に関する調査研究”の平成20年度総括研究報告書が纏められ、貴会より同報告書の抜粋資料が各都道府県技に送付されてきました。

社日技第14号（平成21年4月20日付け）において会員への指導要請がありましたが、送付されてきた抜粋資料はともかくとして、この報告書を巡る各社の新聞報道は、貴会々員として到底、容認できる内容のものではありません。

歯科技工物の海外委託問題に関する今後の方針と対応は、歯科技工士国家試験合格者で構成される唯一の職能団体である貴会の存続をかけた重大事であり、現在、貴会が躍起になっている公益法人制度改革などの比ではありません。

もし、進行協議が不調に終わり、行政が考えているような医療費抑制策の下で、これ以上の規制緩和が進むようなことになれば、日本の農業と同じ道を歩むことになりかねません。それは、日本から零細企業技工所・一人技工所が壊滅し、姿を消すということでもあります。歯科技工物の海外委託（特に中国）は、農政が辿ってきた過ちを繰り返すことになると確信しておりますが、農作物の海外依存が様々な弊害を引き起こし、中国食品が食卓から姿を消しつつある現在、何のための海外委託でしょうか。

社会保険歯科診療に係わる歯科技工部門の製作費支払制度構築が成されないままに、大手歯科技工所や行政の思惑通りに、貴会が水面下で行ってきた“歯科技工所のコンビニ化計画”がもたらした結果だということを再認識して頂きたいと存じます。

そこで、九州地区歯科技工士協議会は、歯科技工士の唯一の職能団体である貴会に対して、以下の行動をとられるよう要望します。

1. 歯科技工海外委託問題訴訟弁護団・同原告団より、2009年4月28日付けで貴会に送付されている「要請書」の主旨を理解され、これに積極的に協力すること。
2. 厚生労働科学研究“歯科補綴物の多国間流通に関する調査研究”の平成20年度総括研究報告書の全文を、貴会々報『日本歯技』の別冊として全会員に送付すること。
3. 歯科技工士の経済問題を論ずる場として、「公益法人改革全体委員会j」と同様の「経済問題対策委員会」か「都道府県技会長会議」を近々に開催されること。

平成21年5月10日

九州地区歯科技工士協議会 会長 宮永 齋

佐賀県歯科技工士会・(社)福岡県歯科技工士会・(社)大分県歯科技工士会
長崎県歯科技工士会・(社)熊本県歯科技工士会・(社)宮崎県歯科技工士会
(社)鹿児島県歯科技工士会・沖縄県歯科技工士会